

## 島根大学行動規範

令和4年3月28日 学長決定

令和5年11月24日 最終改正

国立大学法人島根大学（以下、「本学」という。）は、その社会的使命と業務の公共性から、高い倫理観を持って法令等の遵守を徹底するとともに、健全で透明な大学運営を行うことが求められています。

島根大学行動規範は、これらの要請に応えるため、「島根大学憲章」に掲げる基本理念を踏まえつつ、役員及び教職員が遵守すべき事項を定めたものです。

### 第1 業務遂行の基本姿勢

私たちは、学術の中心として深く真理を探究し、専門の学芸を教授研究するとともに、適切な役割分担のもと連携体制を確保し、各々の協働によりその業務が行われるよう留意しつつ、教育・研究・医療及び社会貢献を通じて、自然と共生する豊かな社会の発展に努めます。

#### 1. 豊かな人間性と高度な専門性を身につけた、自ら主体的に学ぶ人材の養成

私たちは、深い教養に裏づけられた高い公共性・倫理性の涵養を教育の基礎に置き、未来を担う高度な専門性を身に付けた人材の養成を行います。

#### 2. 地域課題に立脚した特色ある国際的水準の研究推進

私たちは、社会の多面的要請に応えうる多様な分野の研究を推進するとともに、分野間の融合による特色ある研究を強化し、国際的に通用する創造性豊かな研究を行います。

#### 3. 地域問題の解決に向けた社会貢献活動の推進

私たちは、教育・学修、研究、医療を通して学術研究の成果を広く社会に還元します。また、市民と連携・協力して、地域社会に生起する諸課題の解決に努め、豊かな社会の発展に寄与します。

#### 4. 持続可能な社会の構築への貢献

私たちは、不断の教育・研究・医療等の活動はもとより、地方創生の推進、平和な国際社会の発展とインクルーシブな社会の実現に寄与する人づくりを通じて、持続可能な社会の構築に貢献します。

### 第2 コンプライアンスの推進

私たちは、法令及び学内規則を遵守し、社会において誠実で良識ある行動をし、社会からの信頼確保に努めます。

## 1. 人権の尊重

私たちは、一人ひとりの人権を尊重するとともに、人種・民族・宗教・国籍・社会的  
身分・性別・年齢・障がいの有無などによる差別の排除に努めます。

## 2. ハラスメントの防止

私たちは、ハラスメントが相手に身体的又は精神的苦痛を与え、相手の人格や尊厳を  
害するもの、或いは相手の就学就業や教育研究の環境を害するものであることを理解  
し、互いの人格を尊重し、いかなるハラスメントも行いません。

## 3. 利益相反

私たちは、本学の職務及び利益に対して、個人的な利益を優先させていると客観的に  
見られないよう行動するとともに、個人的な利益の有無にかかわらず、兼業等の学外活  
動を優先させていると客観的に見られないよう行動します。

## 4. 公正な研究

私たちは、誠実に公正な研究を推進するとともに、研究活動の遂行に伴う原資の多く  
は、税金その他社会からの支援等によるものであることを認識し、公的研究費等につい  
ては関係法令を遵守し、適正かつ効率的な使用に努めます。

また、研究活動を遂行するにあたり、日本学術会議が策定した「科学者の行動規範」  
に基づき、研究活動を行います。

## 5. 安全保障輸出管理

私たちは、国際的な平和及び安全の維持を妨げる恐れのある技術提供及び貨物の輸出  
を行いません。

## 6. 個人情報の保護

私たちは、個人情報の重要性を認識し、個人情報の不正使用や漏えい等を防ぎ、適正  
に取り扱うため、法令その他の規程に基づき、個人情報の保護に努めます。

## 7. 法人文書の管理

私たちは、法の趣旨に則り、法人文書の適正な管理に努めます。

## 8. 反社会的勢力への対処

私たちは、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求に応じ  
ません。